登米市移住お試し住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への移住の促進を図るため、市への移住を検討している者が市の風土及び日常生活を体験することを目的に一時的に滞在するための住宅(以下「移住お試し住宅」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置等)

第2条 移住お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置		
佐沼移住お試し住宅	登米市迫町佐沼字中江三丁目2番地2		

2 住宅には、日常生活を営むための家具、電化製品等の備品を備えるもの とする。

(利用者の要件)

- 第3条 移住お試し住宅を利用することができる者は、次に掲げる要件の全 てを満たすものとする。
 - (1) 市外に住所を有し、かつ、市への移住を希望している者(転勤又は婚姻による転入予定者を除く。)
 - (2) 20歳以上であること。
 - (3) 移住お試し住宅に滞在する期間中に移住定住相談会(市の職員が行う移住の相談対応又は市内の文化施設、商業施設、観光施設等の案内をいう。)に参加すること。
 - (4) 登米市暴力団排除条例(平成25年登米市条例第6号)第2条第4号に 規定する暴力団員等でない者

(利用の申請)

- 第4条 移住お試し住宅を利用しようとする者は、登米市移住お試し住宅利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、移住お試し住宅を利用しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 本人確認書類(運転免許証等)の写し
 - (2) 登米市滞在計画書(様式第2号)

(利用の許可)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、移住 お試し住宅の利用の可否を決定し、当該移住お試し住宅を利用させると決 定したときは、登米市移住お試し住宅利用許可書(様式第3号。以下「利 用許可書」という。)により利用を許可するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する利用の許可に必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項に規定する決定において、移住お試し住宅を利用させないと決定したときは、登米市移住お試し住宅利用不許可通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(利用期間等)

- 第6条 移住お試し住宅を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は、1月4日から12月28日までのうち、2泊3日以上9泊10日以内とする。
- 2 移住お試し住宅の利用は、利用を開始する日の午後1時から午後5時までの間に開始し、利用を終了する日の午前11時までに終了しなければならない。

(利用料)

第7条 移住お試し住宅の利用料は、無料とする。

(遵守事項)

- 第8条 第5条第1項の規定による利用の許可を受けた利用者(以下「利用者」という。)は、市から移住お試し住宅の鍵を受取り、当該移住お試し住宅を利用するものとする。この場合において、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 外出時又は就寝時に施錠する等移住お試し住宅を善良に管理し、鍵を紛失したときは、速やかに市にその旨を報告すること。
 - (2) 火気の取扱いに注意するとともに節電及び節水に努め、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、移住お試し住宅の利用に関し、市長が遵守する必要があると認める事項

(行為の禁止)

- 第9条 利用者は、移住お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 銃砲、刀剣類若しくは爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造 又は保管すること。
 - (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体又は詰まらせる原因となるものを流すこと。
 - (3) 看板、ポスター等の広告物を掲示又は文書、図書その他の印刷物を貼付若しくは配布すること。
 - (4) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (5) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。

- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 犬(盲導犬及び介助犬を除く。)、猫その他猛獣、毒蛇等の動物を飼育すること。
- (9) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (10) 住宅の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、移住お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取消し)

- 第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住お試 し住宅の利用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 利用者が利用の許可の取消しを申し出たとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用の許可を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により当該利用者の利用の許可を取り消したときは、 登米市移住お試し住宅利用許可取消通知書(様式第5号)により通知する ものとする。

(実績報告書)

第11条 利用者は、移住お試し住宅の利用期間が満了したときは、登米市滞在実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(明渡し)

- 第12条 利用者は、移住お試し住宅の利用期間が満了したときは、直ちに当該移住お試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、移住お試し住宅を原状回復した上で、当該体験住宅の鍵を市に返却しなければならない。
- 2 利用者は、前項後段の規定により行う原状回復の内容及び方法について、 市長の指示に従わなければならない。
- 3 市長は、利用者が第1項後段の規定による原状回復を行わない場合は、 利用者の負担において、これを行うことができる。

(職員の立入り)

- 第13条 市長は、移住お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、市の職員を、移住お試し住宅に立ち入らせることができる。
- 2 利用者は、前項の規定による職員の立入りを拒否し、又は妨げてはなら

ない。

3 市長は、移住お試し住宅の利用を目的とした見学を希望する者があると きは、あらかじめ利用者の承諾を得て、市の職員及び見学を希望する者を 移住お試し住宅に立ち入らせることができる。

(損害賠償)

- 第14条 利用者は、故意又は過失により移住お試し住宅、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により市が特に認めた場合はこの限りでない。
- 2 利用者は、前項本文に規定する損害が発生したときは、直ちに市に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 移住お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当 該移住お試し住宅及び当該移住お試し住宅周辺で発生した事故に対して、 市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成28年12月21日から施行する。

登米市移住お試し住宅利用申請書

年 月 日

(あて先)登米市長

住 所 フリガナ 申込者 氏 名 電話番号 (携帯電話)

登米市移住お試し住宅を利用したいので、登米市移住お試し住宅事業実施要綱第4条の 規定により申請します。

住宅の名称	□佐氵	□佐沼移住お試し住宅					
利用期間		年	月 日から	年	月	日まで	
利用区分	□新非	規 ・ □	2回目以上(回	可目)			
利用者の氏名	性別	続柄	生年月日		職	業	
		本人	•				
			•				
備考							

添付書類

- (1) 申請者本人及び同行予定者の現住所が確認できる書類(運転免許証その他官公署 が発行した証書等の写し)
- (2) 登米市滞在計画書(様式第2号)

【市記入欄】

E III HO > I INIV	
添付書類あり	
備考	
	受付者

登米市滞在計画書

1 利用期間等

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用区分	新規 · 2回目以上(回目)	
利用目的	生活体験・就職活動・不動産取得・その他()

2 計画表

滞在日	計画内容
1日目(月日)	
2日目(月日)	
3日目(月日)	
4日目(月日)	
5日目(月日)	
6日目(月日)	
7日目(月日)	
8日目(月日)	
9日目 (月日)	
10 日目 (月 日)	

10	日目	(月	日)	
3	登米	市(こ滞る	生して	知りたいこと、調べたいこと。
4	登米	市に	こ滞る	生して	体験したいこと。

 第
 号

 年
 月

 日

様

登米市長

登米市移住お試し住宅利用許可書

年 月 日付けで申請のあった、登米市移住お試し住宅の利用について登米市移住 お試し住宅事業実施要綱第5条第1項の規定により許可します。

	ı					
住宅の名称						
住宅の所在地						
利用期間	年	月	日から	年	月	日まで
利用人数						人
備考	を持って利 1 外出時 鍵を紛失 2 火気の	用するこ 又は就寝 したとき 反扱い に	引げる事項を遵 と。 要時に施錠する は、速やかにī 注意するとと ・器類等を適切	など住宅 †にその‡ もに、節間	を善良 旨を報 電及びfi	に管理し、 告すること。 節水に努め、

 第
 号

 年
 月

 日

様

登米市長

登米市移住お試し住宅利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった登米市移住お試し住宅の利用については、下記の理由により不許可と決定したので、登米市移住お試し住宅実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

住所									
フリガナ									
氏 名				生年月日		年	月	日	
住宅の名称									
利用期間	年	月	日から	年	月	日ま、	で		
不許可年月日	年	月	日						
不許可理由									

 第
 号

 年
 月

 日

様

登米市長

登米市移住お試し住宅利用許可取消通知書

年 月 日付けで申請のあった登米市移住お試し住宅の利用については、下記の理由により取消したので、登米市移住お試し住宅実施要綱第10条の規定により通知します。

住 所								
フリガナ						-		
氏 名				生年月日		年	月	日
住宅の名称								
利用期間	年	月	日から	年	月	日まで	,	
取消年月日	年	月	日					
取 消 理 由								

登米市滞在実績報告書

申請者 住 所氏 名

1 利用期間等

利用期間	年	月	日から	年	月	日まで	
利用区分	新規 •	2回目	1以上(回目)			
利用目的	生活体験	就職活	5動・不動	産取得・そ	その他	()

2 実績表

滞	在日		活動內容
1 月目 (月	日)	
2 日目 (月	日)	
3 日目(月	日)	
4 日目 (月	日)	
5 日目(月	日)	
6 日目 (月	日)	
7 日目(月	日)	
8 日目(月	日)	
9 日目 (月	日)	
10 日目 (月	日)	

3 登米市に滞在して発見したこと。

4	登米市に滞在して体験(感じた印象)したこと。
5	登米市に要望したいこと。